

子発 0218 第 3 号
令和 4 年 2 月 18 日

都道府県知事
各指定都市市長 殿
児童相談所設置市市長

厚生労働省子ども家庭局長
(公印省略)

里親及びファミリーホーム養育者の一時的な休息のための援助の実施について

里親制度については、平成 14 年 9 月 5 日雇児発第 0905002 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「里親制度の運営について」により、小規模住居型児童養育事業（以下ファミリーホームという。）については、平成 21 年 3 月 31 日雇児発第 0331011 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）の運営について」により、それぞれ運営されているものであるが、家庭養育優先原則の理念に基づく里親等委託の取組を推進していくためには、里親・ファミリーホームの支援体制をより一層充実していく必要がある。

今般、別紙のとおり「里親及びファミリーホーム養育者の一時的な休息のための援助（レスパイト・ケア）実施要綱」を定め、令和 3 年 4 月 1 日から適用することとしたので、その適正かつ円滑な実施に努められたく通知する。

なお、本通知の施行に伴い、平成 14 年 9 月 5 日雇児発第 0905006 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「里親の一時的な休息のための援助の実施について」は廃止する。

おって、この通知は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

(別紙)

里親及びファミリーホーム養育者の一時的な休息のための
援助（レスパイト・ケア）実施要綱

第1 目的

里親及びファミリーホーム養育者（以下「里親等」という。）の一時的な休息のための援助（以下「レスパイト・ケア」という。）は、委託児童を養育している里親等が一時的な休息のための援助を必要とする場合に、乳児院、児童養護施設等又は他の里親、ファミリーホームを活用して当該児童の養育を行うことを目的とする。

第2 援助の対象者及び実施施設

1 援助の対象者

現に委託児童を養育している里親等で、次に掲げる事由により、レスパイト・ケアを必要とする里親等とする。

（ア）里親等の疾病

（イ）育児疲れ、慢性疾患児等の看病疲れ、育児不安など身体上又は精神上の事由

（ウ）出産、看護、事故、災害、失踪など家庭養育上の事由

（エ）冠婚葬祭、出張や学校等の公的行事への参加など社会的な事由

（オ）その他、委託児童の養育を継続していくうえで、里親等がリフレッシュを求める場合等

2 実施施設

レスパイト・ケアが必要な里親等が養育している委託児童に対し、適切な処遇が確保され、都道府県（指定都市及び児童相談所設置市を含む。以下同じ。）があらかじめ定めた乳児院、児童養護施設、里親、ファミリーホーム及びその他都道府県が適当と認めた施設（以下「実施施設」という。）とする。

第3 事業の内容及び実施方法

1 都道府県は措置の一環として、レスパイト・ケアを必要とする里親等のニーズを踏まえ、以下のいずれかの方法によりレスパイト・ケアを実施するものとする。

（ア）レスパイト・ケアを必要とする里親等が養育している委託児童を実施施設で受け入れて養育を実施。

（イ）実施施設からレスパイト・ケアを必要とする里親等の家庭に養育者を派遣し、当該里親等が養育している委託児童の養育を実施。

2 レスパイト・ケアを必要とする里親等は、児童相談所に申請する。

3 申請を受理した児童相談所は、委託児童の状況及び里親等の意見やニーズ（レスパイト・ケアの日数・実施方法等）を十分考慮のうえ、レスパイト・ケアの実施施設を迅速に選定し、調整を行う。

4 依頼を受けた実施施設は児童相談所に受け入れ又は養育者派遣の可否について速やかに連絡する。

- 5 児童相談所は、里親等に対し受入決定通知又は養育者派遣決定通知（以下、受入等決定通知という。）、実施施設に対し再委託の決定通知を出す。
- 6 都道府県及び児童相談所は2から4の業務の全部又は一部を平成31年4月17日子発0417第3号厚生労働省子ども家庭局長通知「里親養育包括支援（フォスターリング）事業の実施について」に定める里親支援機関に委託することができる。
この場合は、レスパイト・ケア受入又は養育者派遣決定直後に申請の受付及び受入日数等を児童相談所に報告させ、受入等決定通知や再委託の決定通知を事後に出すことも可能とする。
なお、申請を受理した里親支援機関が、自らレスパイト・ケアの実実施施設を兼ねることは差し支えない。
- 7 里親等は、レスパイト・ケアを実施する実施施設に対して、委託児童の最近の生活状況及び嗜好等の情報を提供する。
- 8 レスパイト・ケア終了時に、実施施設は委託児童の観察記録を里親等及び児童相談所に提出する。

第4 実施にあたっての留意事項

- 1 レスパイト・ケアの申請及び決定の手続等の実施細目は、都道府県においてそれぞれの実状に応じ適宜定めることとするが、申請書の様式についてはできるだけわかりやすく簡便なものとし、記入事項等についても最小限にすること。
- 2 児童相談所（第3により業務を委託する場合は里親支援機関とする。以下第4において同じ。）においては、この援助の円滑な実施を図るため、里親等に児童を委託する前又は、委託した時点で実施施設を紹介すること。
- 3 児童相談所は、里親等から日常生活における児童の健康状態及び特性等について十分聴取すること。また、再委託中の注意事項等についても実施施設に周知徹底するよう指導すること。
- 4 実施施設が記入する観察記録の書式は、都道府県において適宜定めること。
- 5 当該都道府県外の実実施施設にレスパイト・ケアした場合は、レスパイト・ケアを委託した都道府県が費用を支払うこと。

第5 経費

平成11年8月30日児家第50号厚生省大臣官房障害保健福祉部保健福祉課長・厚生省児童家庭局家庭福祉課長・厚生省児童家庭局保育課長連名通知「里親及びファミリーホームに委託されている児童が保育所へ入所する場合等の取扱いについて」の例による。

1 実施施設に対する支弁

実施施設に係る支弁については、平成11年4月30日厚生省児発第86号厚生事務次官通知「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について」（以下「児童入所施設措置費等交付要綱」という。）により、支弁する。

2 保護者からの費用の徴収

(1) 里親等委託に係る費用徴収

里親等委託に係る措置費の国庫精算上の費用徴収については、児童入所施設措置費等交付要綱の第5に定める「児童入所施設徴収金基準額表」により、月額を徴収する。

- (2) レスパイト・ケアに係る費用徴収
徴収を免除する。